

○浜田市地域おこし協力隊設置要綱

平成 25 年 8 月 1 日

(目的及び設置)

第 1 条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を活用し、その定住、定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、浜田市地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の維持活性化に資する次に掲げる活動をいう。

- (1) 地域産業の振興に係る活動
- (2) 観光交流の推進に係る活動
- (3) 地域福祉の向上に係る活動
- (4) 教育の発展に係る活動
- (5) その他地域活性化に係る活動

(協力隊員の活動)

第 3 条 地域おこし協力隊の隊員(以下「協力隊員」という。)は、地域協力活動を行う。

2 協力隊員は、前項の活動を行う際は、身分証明書(様式第 1 号)を常に携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委嘱)

第 4 条 協力隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等から浜田市内へ移動した者。ただし、浜田市外で地域おこし協力隊員であった者(同一地域における活動が 2 年以上、かつ解嘱から 1 年以内の者)又は語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JET プログラム」という。)を終了した者(JET プログラム参加者としての活動が 2 年以上、かつ JET プログラムを終了した日から 1 年以内の者)を除く。
- (2) 住民票を浜田市に異動した者。ただし、原則として委嘱を受ける前に既に浜田市内に定住・定着している者を除く。
- (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲と情熱をもって参加できると

認められる者

(4) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者

(委嘱期間)

第 5 条 協力隊員の委嘱期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、年度の途中で委嘱された協力隊員の委嘱期間は、当該委嘱された日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、1 年を超えない範囲で前項に規定する委嘱期間を延長することができる。ただし、委嘱期間は 3 年を限度とする。

(身分)

第 6 条 協力隊員の身分は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(報告書等の提出)

第 7 条 協力隊員は、活動を行った日ごとに、浜田市地域おこし協力隊活動日報(様式第 2 号。以下「日報」という。)を記載しなければならない。

2 協力隊員は、前項の日報を添付の上、毎月 7 日までに前月分の浜田市地域おこし協力隊活動状況報告書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(報酬等)

第 8 条 協力隊員の報酬又は報償費は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

2 協力隊員の住居に係る費用のうち敷金及び家賃については、予算の範囲内において市長が負担し、その金額については別に定める額とする。

3 前項に規定する家賃については、次に掲げるものを含まない。

(1) 水道光熱費、通信料、駐車場利用料、住居に係る保険料

(2) 共同利用施設に係る負担金(共益費)

(3) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

4 住居の入退去にかかる費用は、協力隊員の負担とする。

(解嘱)

第 9 条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱するものとする。

(1) 疾病等のために職務の遂行が困難であると認められるとき

- (2) 自己の都合により、解嘱を申し出たとき
 - (3) 活動の状態が不適切であると認められるとき
 - (4) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき
- (市の役割)

第 10 条 市は、協力隊員の活動及び市内における生活が円滑に進むように、次のことについて支援及び調整に努めるものとする。

- (1) 地域協力活動に関すること
 - (2) 配属先との調整及び住民への周知に関すること
 - (3) 地域協力活動終了後の定住に関すること
 - (4) その他協力隊員に必要な事項に関すること
- (その他)

第 11 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

身分	形態	定義
個人事業主	起業・事業承継型	任期中または任期終了後において、浜田市内で起業または事業承継することを目的として、地域協力活動を行う協力隊員
民間企業等の従業員	企業支援型	浜田市内の民間企業等の支援を目的として、地域協力活動を行う協力隊員
地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	直接雇用型	上記以外の事項を目的として、地域協力活動を行う協力隊員

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

身分証明書	
顔写真	ふりがな 氏 名
上記の者は、浜田市地域おこし協力隊設置要綱に規定する地域おこし協力 隊員であることを証明する。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行日	年 月 日
浜田市長 印	

（裏）

注意事項
1 この証明書は、浜田市地域おこし協力隊設置要綱第 2 条に定める地域協 力活動を遂行するときは常に携帯し、関係者からの請求があったときは、 これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更しては ならない。
3 この証明書を紛失し、又は損傷した時は、直ちに市長に届け出なければ ならない。
4 この証明書は、隊員を退いたときは、直ちに返還しなければならない。

様式第 3 号（第 7 条関係）

浜田市地域おこし協力隊活動状況報告書

浜田市長

隊員氏名

印

以下のとおり報告します。

活動月	年	月
1 実施した活動の内容		
2 翌月の活動予定内容		
3 活動を行う上での課題・悩み		
4 その他要望事項等		